

# 青森県報

第七百八十八号

令和六年  
七月十七日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………

(障 社が 課い) …… 一

○飼料の試験の結果の概要……………

(畜 産 課) …… 一

### 公 告

○大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………

(地 域 企 業 支 援 課) …… 二

○建設業者の許可の取消し……………

(監 理 課) …… 三

### 選挙管理委員会

○政治資金規正法第十七条第二項の規定の適用を受けること

となった政治団体の名称等の公表…………… (事 務 局) …… 三

### 正 誤

○令和六年六月二十六日定例正誤中…………… (人 事 課) …… 四

## 告 示

### 青森県告示第四百十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生

医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和六年七月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーション想い	三戸郡南部町大字大向字小波田四七の二	令和六・七・一
いちい薬局鯉ヶ沢病院店	西津軽郡鯉ヶ沢町大字舞戸町字蒲生一〇六の一〇	ク

### 青森県告示第四百十二号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により令和六年五月九日、同月十日及び同年六月十一日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

令和六年七月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製造（輸入）年月	試 験 項 目	違反の有無及び違反の内容
丸光水産株式会社 本社工場 八戸市諏訪二丁目26の16	同左	60%フイツシユミール	6.5	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、リン、TPDN、水分	無
JA全農くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の7	同左	くみあい配合飼料 肉牛用新銀河2号	6.5	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、リン、TPDN、水分	無
JA全農くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の7	同左	くみあい配合飼料 繁殖かあーちゃん	6.5	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、リン、TPDN、水分	無
JA全農くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の7	同左	くみあい配合飼料 たまご工房DX	6.5	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、リン、TPDN、水分	無
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24の8	同左	フイード・フン F0麦小町	6.6	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、リン、TPDN、水分	無
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24の8	同左	フイード・フン F0大雛14	6.6	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、リン、ME、水分	無
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24の8	同左	フイード・フン F0真健仕上EXMa	6.6	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、リン、ME、水分	無

**公 告**

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和六年七月十七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (仮称) ケーユー青森7号バイパス店  
青森市大字八ツ役字矢作六八の一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ケーユー  
東京都町田市鶴間八丁目一七の一  
代表取締役 井上久尚
- 三 市町村の意見の概要
- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、それに係る関係省令及び青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守すること。
  - 2 青森市事業系一般廃棄物の減量化等に係る指示に関する要綱の規定により、事業系一般廃棄物の減量に関する計画を作成し、減量化及び資源化に努めること。
  - 3 青森市清掃工場では「リサイクルできる古紙類の搬入制限」を行っているため、段ボールや新聞だけでなく、雑がみ（空き箱、カタログ、コピー用紙など）

の分別を行うなど、古紙類のリサイクルを行うこと。ただし、防水加工紙、感熱紙など、リサイクルできない紙類もあるため、古紙のリサイクルを行う業者と確認すること。

4 定格出力が七・五キロワット以上の送風機（換気ファンや室外機の送風機部分等）や、燃料消費量が十五リットル毎時以上の灯油等のボイラー等を設置する場合は、騒音規制法や青森県公害防止条例に基づく届出が必要であるため、届出を要する設備を設置する場合は、規制基準を遵守すること。

5 重機等による除排雪を行う場合は、発生する騒音により周辺地域の生活環境を悪化させないよう、実施方法や時間帯等について十分配慮すること。

6 廃棄物の保管については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める保管基準を遵守すること。

7 産業廃棄物と一般廃棄物が混在しないように保管場所を確保するほか、従業員への指導や掲示物など、保管場所が適正に使用されるようにすること。

8 廃棄物の処理を委託する際には、廃棄物の種類により、それぞれ産業廃棄物処理業の許可を有する者（収集運搬、処分）、一般廃棄物収集運搬業の許可を有する者（収集運搬、処分）に委託する等、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める委託基準を遵守し適正に処理を行うこと。

9 廃棄物の種類について、「金属製廃棄物等」、「ガラス製廃棄物等」及び「プラスチック製廃棄物等」、「廃油」などは、あらゆる事業活動に伴うものが産業廃棄物に該当するなど、その性状及び事業活動によって、産業廃棄物若しくは一般廃棄物に該当するかが異なるため留意すること。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし  
意見書の縦覧

1 場所 青森県経済産業部地域企業支援課及び青森市役所

2 期間 令和六年七月十七日から同年八月十九日まで

3 時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年七月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 石澤建材

二 氏名 石澤將隆

三 主たる営業所の所在地 黒石市ぐみの木三丁目八

四 許可番号 青森県知事許可（般一六）第一四三六号

五 取消年月日 令和六年七月二日

六 取消しに係る建設業の許可

解体工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

前記建設業者が建設業法第八条第七号に該当するに至ったことが確認された。このことが、同法第二十九条第一項第二号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四十七号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第二項の規定により、令和六年四月二日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定により告示する。

令和六年七月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党以外の政治団体

三上みつる後援会	古田和之後援会	中村ミツオ後援会	須藤尚人と新しい大鰐をつくる会	佐藤ひろまさ後援会	齊藤渡後援会	伊藤良二後援会	翠葉会	政治団体の名称
倉内勉	古田和之	久保田 顕一	二川原 和男	磯 知繁	齊藤 渡	伊藤 良二	丸野 達夫	氏代表者名
三上 政子	小田 公征	久保田 顕一	須藤 尚人	佐藤 友恵	齊藤 香子	伊藤 花江	丸野 弘男	氏会計責任者名
川二一〇	東津軽郡外ヶ浜町字三厩増	三戸郡五戸町大字倉石又重字館町一六	青森市大字油川字岡田八五の二一	南津軽郡大鰐町大字蔵館字山下五九の二六	むつ市並川町二一の四	つがる市稲垣町沼館友開一	つがる市木造照日一四の二	主たる事務所の所在地

人 事 課

令和六二六 第七七九号	発行年月日 発行番号	正誤	区分
七	ページ	表中	行
第二十九条第二項第二号	誤	第二十九条第一項第二号	正

正

誤

(発行者・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭